

# 鹿児島県離島振興町村議会議長会規約

(名称)

第1条 この会は、鹿児島県離島振興町村議会議長会という。

(組織)

第2条 この会は、鹿児島県の離島にある町村及び離島を有する町村の議会議長をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、離島振興のための諸問題を解決するための施策を推進し、離島町村住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 離島振興法その他離島に関する法令の実施の促進
- (2) 離島振興のための陳情の実施
- (3) 離島の振興開発に必要な資料の収集と配付
- (4) 関係諸団体との連絡協調と協同運動の実施
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第5条 この会の事務局は、鹿児島市鴨池新町7-4 鹿児島県町村議会議長会事務局に置く。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 人
副会長	1 人
監 事	1 人

- 2 会長、副会長及び監事は総会において会員の中よりこれを選任する。但し、第9条第6項に定める手続きにより総会を開催しないで選任することができる。
- 3 役員任期は選任の日から起算して2年とし再任を妨げない。但し、任期満了の日前に後任者の選任を行った場合においては、前任者の任期は、当該

選任の時までとする。

- 4 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員が議会議長の職を離れたときは、役員としての職を失う。但し、役員がその任期中、町村議会議長の任期満了等により、町村議会議長を離任し、引き続き町村議会議長に就任したときは、それぞれその職は引き続くものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長はこの会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を代理する。
- 3 監事は会計を監査する。

(顧問)

第8条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(総会)

第9条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年1回開き、臨時総会は必要に応じ開くものとする。
- 3 総会は会長が招集し、その議長は会長がこれに当たる。
- 4 総会は会員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会は次の事項を決定する。
  - (1) 規約の改正に関する事項
  - (2) 役員を選任及び顧問の委嘱に関する事項
  - (3) 予算及び決算に関する事項
  - (4) 陳情その他本会の活動に関する事項
  - (5) その他会長において必要と認める事項
- 6 総会の開催を必要とする事由があるにもかかわらず、災害、感染症その他避けることができない事情のため総会の開催が困難であると会長が認めるときは、前項の規定による総会が決定する事項について会員の書面による表決に付し、その過半数の同意をもって総会の決定に代える（以下「総会の開催

に代える会員の書面表決による決定」という。) ことができる。総会の開催に代える会員の書面表決による決定を行うときは、その決定となる期日を指定して、当該期日の前日までに会員の書面による表決を終えなければならない。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事務の委託)

第12条 この会の事務は、鹿児島県町村議会議長会に委託してこれを行うものとする。

(規約の改正)

第13条 この規約は、総会の議決又は総会の開催に代える会員の書面表決による決定を経なければ改正することができない。

(会長事務の代行)

第14条 正副会長がともに欠けたときは、会長事務を事務局長が代行する。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 (昭和57年1月12日)

- 1 この規約は昭和57年1月12日から施行する。
- 2 この規約制定後、最初に選任された役員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず昭和58年6月1日までとする。

附 則 (昭和57年5月17日)

この規約は昭和57年5月17日から施行する。

附 則 (平成20年5月14日)

この規約は、議決の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 23 日）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 16 日）

この規約は、議決の日から施行する。